

## 東村山市立小・中学校教育課程検討委員会設置要領

### (設 置)

第1条 東村山市立小・中学校が教育委員会の目標を達成し、特色ある教育活動を一層推進することを目指し、より効果的な教育課程の在り方を検討するために教育課程検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、以下のとおりとする。

- (1) 二学期制の成果と課題に関する事
- (2) 平成29年度以降の学期制の在り方に関する事
- (3) 前各号のほか、教育長が認める事項

### (構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 有識者 2名
- (2) 小学校校長会代表 2名
- (3) 中学校校長会代表 2名
- (4) 保護者 2名
- (5) 教育部長

2 委員会には委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は本条第1項(1)に該当する者をもって充てる。

### (会 議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を主催する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (庶 務)

第5条 委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

### (補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

### (附 則)

この要領は、平成27年9月1日から施行する。